

## 藤沢市民会館等再整備に係る基本構想について（中間報告）

藤沢市民会館等再整備に係る基本構想につきましては、令和3年11月25日に開催された藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会（以下「特別委員会」という。）において、その素案について様々な視点から多くのご意見をいただきました。それらのご意見を整理し、基本構想の策定に向けた今後の進め方について報告をするものです。

今後、藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）、パブリックコメント、市議会からのご意見等を踏まえ、基本構想の策定に向け取り組みます。

### 1 藤沢市民会館等再整備基本構想策定に向けた考え方について

先の特別委員会におけるご意見等を踏まえ、次のとおり進めていきます。

#### (1) 「まちづくり」の視点から見た事業の可能性について

公共施設としての機能は十分に確保しつつ、地元企業を含む民間事業者との連携による、従来の公共施設では行えない高いレベルのコンテンツを提供することで、市内経済に好循環をもたらすスキームを導入するとともに、これらの取組が藤沢駅から事業対象地に至る区域の活性化へ繋がるように検討していきます。

#### (2) SDGsに係る取組について

今後、計画を進める各段階において、施設整備及び運営に関する取組が、藤沢市市政運営の総合指針2024においてSDGsの視点を取り入れた3つのまちづくりコンセプト「藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち（サステナブル藤沢）」、「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」、「最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち（スマート藤沢）」を実現する内容になっているか検証し、SDGsの達成に向けた取組として進めていきます。

#### (3) 機能（施設）の複合化について

これまでも複合化による相乗効果については庁内で意見交換を重ねてきたところですが、検討委員会において複合化の方向性が確認できたことを踏まえ、より具体的な連携のアイデアを積み上げ、市民及び利用者の皆様にわかりやすい形で考え方を示していきたいと考えています。また、公共機能間の連携のみならず、民間施設との連携についても、民間事業者へのヒアリングを行いながら検討していきます。立場を超えた連携により、「共創」を促し、さらにこの拠点で創造されたものを広く発信していきます。また、コンベンション機能や、アートスペースについては、複合化による効果等も踏まえた中で、改めて検討を行います。

#### (4) ホールについて

藤沢市民会館ホールは、文化芸術の創造・発信及び鑑賞のための公共ホールとして、市民利用施設であることを前提としつつも、コンサート等の興行利用にも十分対応し、鑑賞に来る方と主催者として利用する方のどちらにも満足いただける設備と規模を確保するよう努めます。併せて持続可能な施設となるよう、運営の面からも調査・研究を行います。

#### (5) 浸水対策施設について

浸水対策施設の整備については、他の施設、奥田公園、駐車場の整備とともに、施工性や経済性、そして安全性など様々な点で連携する必要があることから、可能な限り一体的に進めることとします。

また、現在想定している浸水対策施設の整備スケジュールについても、市民会館等の整備スケジュールと調整を行いながら、少しでも工事期間の短縮に繋がるよう検討します。

#### (6) 建設事業費等の削減について

基本計画の策定、設計、解体工事、新築工事に要する概算建設事業費は、過去の事例などから想定すると、200億円から250億円程度（浸水対策施設想定事業費を除く。）となるため、今後の市の財政運営に大きく影響します。引き続き、公共機能の諸室及び規模の適正化や、重複機能の共用化によりコストの縮減を図るとともに、公民連携手法（PPP／PFI）に関する検討を優先して行い、施設の魅力やサービスの向上と合わせて財政負担の低減に資する整備・運営手法の導入を図ります。

### 2 市民会館等再整備基本構想（素案）の取扱いについて

前回の特別委員会でご報告しました藤沢市民会館等再整備基本構想（素案）につきましては、公募市民や有識者等により構成される検討委員会からのご意見等を参考として検討を進めてきました。

特別委員会でのご意見等を踏まえたうえで庁内検討を行い、基本構想の策定を進めるにあたっては、その内容等について見直すこととし、これまでの間、検討委員会においてご議論いただいた内容については、整理したうえで提言書として令和3年度中に受領することとしました。

### 3 今後の取組とスケジュールについて

#### (1) 基本構想について

令和3年度中の策定を予定していましたが、まちづくりの視点や民間事業者からの公民連携手法の提案を反映するため、策定を3か月程度延期します。

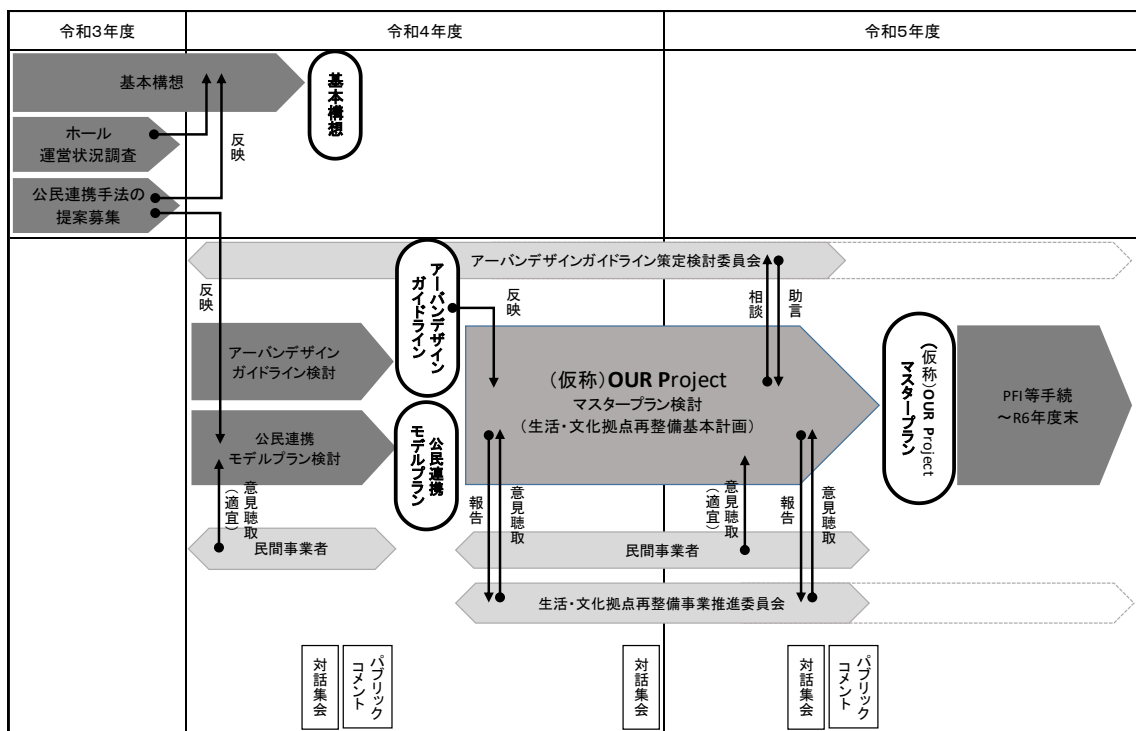
(2) マスタープランの検討について

民間事業者から魅力的な提案を引き出すことができるよう、公民連携を軸とした民間事業者とのヒアリングと、学識経験者等による生活・文化拠点エリアの公共空間の整備ルールについての検討を先行して実施し、令和4年度秋頃に「アーバンデザインガイドライン」及び「公民連携モデルプラン」を作成します。

(3) マスタープランの策定について

「アーバンデザインガイドライン」及び「公民連携モデルプラン」を基に、市民との対話集会や施設利用者関係団体等により「生活・文化拠点再整備事業推進委員会」を組織し、意見交換などを通じて、より幅広くご意見を聴くとともに、特別委員会へのご報告を適宜行い、令和5年10月頃の策定を目指します。

○ スケジュール



※OUR Project : Okuda Urban Renovation Project の略

以上

事務担当 生涯学習部 文化芸術課  
 企画政策部 企画政策課